

荒川区立ひぐらし小学校いじめ防止基本方針

本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「荒川区立ひぐらし小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」の定義に関わらずに、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りをする。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの予防・早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめ早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく専門機関と連携をして解決に当たる。
- (5) 学校・家庭・地域が協力して未然防止・早期発見・解決に当たる。

3 いじめの未然防止・早期発見・解決に向けて具体的な取組

- (1) 日常の児童の様子を細かく観察する。

チェックリスト等を活用しながら普段の学校生活の様子を観察し、小さなサインも見逃さない。

- (2) 心の教育の充実

SOSの出し方に関する授業や命の授業を始め、生命の安全教育等を行い、児童のいじめ等の困難な状況を乗り越えられるような教育の充実を図る。

いじめに関する授業を年間3回実施。

SNSルールの推進

ひぐらし小学校SNSルールをもとにネットリテラシーの授業を行い、情報モラル教育を行う。また、家庭でのSNSルールの確立をさらに呼び掛ける。

- (3) 児童アンケートの実施

ふれあい月間（6月、11月、2月）や長期休業明け（9月、1月）に児童一人一人にアンケートを実施し、情報収集し、いじめや不登校の早期発見に努める。

気になる案件については、個別に聞き取りをする。

SOSポスの導入

悩んだり、困ったり、心配したりした際の相談窓口としてSOSポスを設置。児童は自分が望む相談相手と話をすることができる。

- (4) いじめ未然防止の標語作り

11月のふれあい月間では、「いじめをしない」等の標語づくりを全校で取り組み、いじめ未然防止の意識を高める。

年度当初に、全教職員に対して、ひぐらし小学校いじめ防止マニュアルをもとに、学校いじめ防止基本方針の理解を図る研修を行う。

いじめの訴えがあった児童や保護者に対して、訴えがあった場合は迅速に管理職への報告の上、組織的に対応に当たる。

(5) 学習環境の整備

「学習・生活スタンダード」を基に、授業規律・学校のきまりの遵守をする。

(6) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携

スクールカウンセラーに児童の様子を観察してもらい、気になる児童の情報交換を行う。
また、4年～6年生を対象に全員面接を行い、些細な悩み事も吸い上げ、いつでもSOSを出せるような環境を整える。さらに、気になる児童の対応や家庭支援を中心にスクールソーシャルワーカーを活用する。

(7) スーパーフレンドリー（たてわり班）活動の充実

たてわり遊びやひぐらし祭、清掃や給食等で異学年の交流を行い、関係を深める。

4 校内組織

名称：いじめ防止対策委員会

構成人員：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC（必要に応じて学年主任及び専科、SSW、子ども家庭総合センター、荒川警察署等の関係機関とも連携する。）

5 発見したいじめに対する対処

「いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

(1) 事実関係の把握

- ①一人一人の教職員が気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- ②「いじめ防止対策委員会」は、校長の指示の下に、教職員から報告があった事例について、事実確認の方策について協議する。
- ③教職員は「いじめ防止対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④「いじめ防止対策委員会」は、報告された状況について、いじめの定義を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。⇒いじめの認知

(2) いじめの被害児童のケアと加害児童の指導について

- ・被害児童のケアと加害児童の指導及び保護者への報告をする。
- ・指導経過をいじめ防止対策委員会で確認し、教職員全体に報告する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、教育委員会及び荒川警察署、子供家庭総合センター等の諸機関とも連携をする。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題と捉えさせ、いじめは絶対にゆるされない行為であり、根絶しようとする態度を一層育む。

重大事態発生時の対応（疑いが生じた段階で）

いじめ重大事態の対応に当たり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告するなどいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」等に則って対応する。

